

別表八(一)
「受取配当等の益金不算入に関する明細書」

記載要領
はこちら



「完全子法人株式等」の各欄
完全子法人株式等に係る配当等について記載します。
この場合の完全子法人株式等とは、その配当等の額の計算期間の初日からその計算期間の末日まで継続して内国法人とその配当等をする他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)との間に完全支配関係がある場合(その内国法人がその計算期間の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、その計算期間の初日からその完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日からその計算期間の末日まで継続してその内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があるときを含みます。)の当該他の内国法人の株式等(その受ける配当等の額が法第24条第1項《配当等の額とみなす金額》の規定により配当等の額とみなされる金額であるときは、その金額に係る効力が生ずる日の前日においてその内国法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係がある場合の当該他の内国法人の株式等)をいいます。
また、「計算期間」とは、その受ける配当等の額に係る配当等の前に最後に他の内国法人によりされた配当等の基準日等(令第22条第2項第2号《関連法人株式等の範囲》)に規定する基準日等をいいます。以下この別表の留意点において同じです。)の翌日(令第22条の2第2項各号《完全子法人株式等の範囲》に掲げる場合には、当該各号に定める日)からその受ける配当等の額に係る基準日等までの期間をいいます。

「関連法人株式等」の各欄
関連法人株式等に係る配当等について記載します。
この場合の関連法人株式等とは、内国法人(その内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を含みます。)が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額に係る配当等の前に最後に当該他の内国法人によりされた配当等の基準日等の翌日(令第22条第1項各号《関連法人株式等の範囲》)に掲げる場合には、当該各号に定める日)からその受ける配当等の額に係る基準日等(その配当等の額が法第24条第1項《配当等の額とみなす金額》(同項第2号に掲げる分割型分割、同項第3号に掲げる株式分配又は同項第4号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。)の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、当該配当等の額に係る配当等がその効力を生ずる日(その効力を生ずる日の定めがない場合には、その配当等がされる日)の前日)まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除きます。)をいいます。

「受取配当等の額9」、「受取配当等の額14」、「受取配当等の額24」及び「受取配当等の額31」
当期に受ける法第23条第1項《受取配当等の益金不算入》(措置法第67条の6第1項《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》)の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に規定する配当等の額又は法第24条《配当等の額とみなす金額》の規定により配当等の額とみなされる金額を記載します。
(1) 外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受ける配当等の額及び適格現物分配に係る配当等の額は受取配当等の額から除きます。
(2) 法第24条の規定によるみなし配当の額がある場合には、別欄として記載し、その発生理由を付記します。

受 取 配 当 等				
完全子法人株式等	法人名	6		
	本店の所在地	7		
	受取配当等の額の計算期間	8	：	：
関連法人株式等	受取配当等の額	9		円
	法人名	10		
	本店の所在地	11		
連 保 有 割 合	受取配当等の額の計算期間	12	：	：
	受取配当等の額	13		円
	受取配当等の額	14		円
法 人	同上のうち益金の額に算入される金額	15		
	益金不算入の対象となる金額 (14) - (15)	16		
	(34)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表「13」が「非該当」の場合 (16) × 0.04	17		
株 式 等	(16) (16の計)	18		
	支払利子等の10%相当額 (((38) × 0.1)又は(別表八(一)付表「14」)) × (18)	19		円
	受取配当等の額から控除する支払利子等の額 (17)又は(19)	20		

- 【チェックポイント】**
- ・ 外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託(ETF)の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。
 - ・ 受取配当等の額に含めないもの
 - 生命保険の契約者配当金、相互会社である損害保険会社の基金利息
 - 特定目的会社、不動産投資信託(REIT)又は不動産投資法人等からの利益の配当又は分配
 - 証券投資信託の特別分配金
 - 公社債投資信託の分配金、転換社債の利子、割引債券の償還差益、協同組合等の事業分量分配金及び貸付信託の分配金並びに外国子会社等からの配当及び外国法人の発行する投資信託の収益の分配金等

別表八(一)
「受取配当等の益金不算入に関する明細書」

「**その他株式等**」の各欄
「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」のいずれにも該当しない株式等に係る配当等について記載します。
この欄に「非支配目的株式等」に該当するものを記載する誤りが見受けられますので、この欄を記載する前に「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」を記載し、これらのいずれにも該当しないもののみ、この欄に記載してください。

「**非支配目的株式等**」の各欄
非支配目的株式等に係る配当等について記載します。
この場合の非支配目的株式等とは、内国法人(その内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を含みます。)が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数又は総額の5%以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額に係る基準日等(その配当等の額が法第24条第1項《配当等の額とみなす金額》(同項第2号に掲げる分割型分割、同項第3号に掲げる株式分配又は同項第4号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。)の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その配当等の額に係る効力が生ずる日の前日)において有する場合における当該他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除きます。)をいいます。

「**令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算34**」
当期に係る支払利子等の額の合計額の10%に相当する金額が、当期に受ける関連法人株式等に係る配当等の額の合計額の4%に相当する金額以下である場合には、関連法人株式等に係る配当等の額から控除する金額を支払利子等の額の合計額の10%に相当する金額とすることができます。
この計算の適用を受ける場合には、「適用」に○を囲んで表示します。

「**当期に支払う利子等の額35**」
当期に支払う負債利子のほか、令第19条第2項《関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額》に規定する手形の割引料若しくは満たない部分の金額又は同条第3項各号に掲げる金額その他経済的性質が利子に準ずるものも含めて記載します。

【チェックポイント】
「その他株式等」欄(配当等に係る株式等の保有割合が5%を超え、3分の1以下のもの)に、非支配目的株式等(配当等に係る株式等の保有割合が5%以下のもの)を記載していませんか。

その 法 人 名 21									
本店の所在地	22								
保有割合	23								
受取配当等の額	24								
同上のうち益金の額に算入される金額	25								
益金不算入の対象となる金額 (24)－(25)	26								
非 法 人 名 又 は 銘 柄 27									
本店の所在地	28								
基準日等	29								
保有割合	30								
受取配当等の額	31								
同上のうち益金の額に算入される金額	32								
益金不算入の対象となる金額 (31)－(32)	33								
支 払 利 子 等 の 額 の 明 細									
令 第 19 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 支 払 利 子 控 除 額 の 計 算									
当期に支払う利子等の額	35								
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)(二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二)(二)「34」と別表十七(二)(二)「17」のうち多い金額)	36								
超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二)(三)「10」)								37	
支 払 利 子 等 の 額 の 合 計 額 (35)－(36)＋(37)								38	